

広域行政 ニュースレター

第4号 2002.1

発行 福島県総務部市町村課 地方分権・広域行政推進担当
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16
URL <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>
E-mail municipal@pref.fukushima.jp
電話 (024)521-7058 Fax (024)521-7904



今月号のメニュー

- 特集1 市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム
- 特集2 広域行政推進トップセミナー
- 特集3 市町村合併の手続き
- 連載 今月の合併特例法「市町村建設計画(§5)」
広域行政に関する最近の動き(13.12月末現在)
広域行政Q & A「地域審議会ってなに？」

特集1市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム

「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001 in 福島」が12月2日、国見町の観月台文化センターで開催されました。このシンポジウムは、地域住民の方々に市町村合併について考える機会としていただけるように、8月の三重、山口両県を皮切りに全都道府県で順次開催されています。

会場には行政関係者や地域住民約560人の方々に御越しいたぎました。尾辻財務副大臣、佐藤知事のあいさつ(川手副知事代読)、合併に関するビデオ上映のあと、今野順夫福島大学行政社会学部教授による現況報告が行われました。また、「ふるさとの未来(あす)のまちづくりを考える」をテーマにパネルディスカッションが行われ、現在の状況や課題、将来のまちづくりなどについて各パネリストそれぞれの立場から活発な議論が展開されました。その後の質疑応答の時間には、会場から積極的にご意見やご質問をいただき、市町村合併に対する関心の高さが感じられました。



パネリスト

- 佐々木 彰 氏(だて青年会議所理事長)
- 誉田 葉子 氏(ボランティアひろせ青少年委員会委員長)
- 富永 武夫 氏(福島県町村会長、伊達地方町村会長、国見町長)
- 川手 晃 氏(福島県副知事)
- 芳山 達郎 氏(総務省自治行政局長)

コーディネーター

- 今野 順夫 氏(福島大学行政社会学部教授)

今野教授には、
現況報告とコーディネーターをして
いただきました。



県内各地から
多くの方々に御越しい
たぎました。



シンポジウムの模様は、広域行政ホームページ(<http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>)に掲載していますので、是非そちらもご覧ください。

特集 2 広域行政推進トップセミナー

このセミナーは、広域行政の推進に向けて主導的な役割を担うこととなる市町村長や市町村議会議長の方々を対象として、県北地区を皮切りに各振興局（いわきを除く）ごとに開催されました。お招きした講師からの基調講演の後、講師を交えての意見交換が行われましたが、各地区とも活発に質問、意見、要望等の発言があり、予定時間を超えて議論された会場もありました。限られた時間ではありましたが、講師の方々にはそれぞれのご意見、質問に対しての丁寧な回答をいただきました。



講演に熱心に耳を傾ける出席者のみなさん（県北地区）

開催日時等	第 1 回	： 10月 29日	県 北 地 区	福島テルサ（福島市）
	第 2 回	： 11月 22日	相 双 地 区	ホテルラフィエヌ原町（原町市）
	第 3 回	： 10月 26日	県 南 地 区	ウェディングプラザ鹿島（白河市）
	第 4 回	： 11月 26日	県 中 地 区	ホテルハマツ（郡山市）
	第 5 回	： 11月 30日	会 津 地 区	サンパレス会津（会津若松市）
	第 6 回	： 11月 30日	南 会 津 地 区	梅寿館別館（田島町）

講 師	横 道 清 孝 氏（政策研究大学院大学教授） 「これからの市町村合併」： 県北地区、相双地区
	坂 田 期 雄 氏（都市経営総合研究所所長、西九州大学教授、東洋大学名誉教授） 「市町村合併の山動き出す」： 県中地区、県南地区、南会津地区
	戸 所 隆 氏（高崎経済大学地域政策学部教授） 「大都市化・分都市化時代における平成の市町村合併」： 会津地区



横道教授



坂田所長



戸所教授

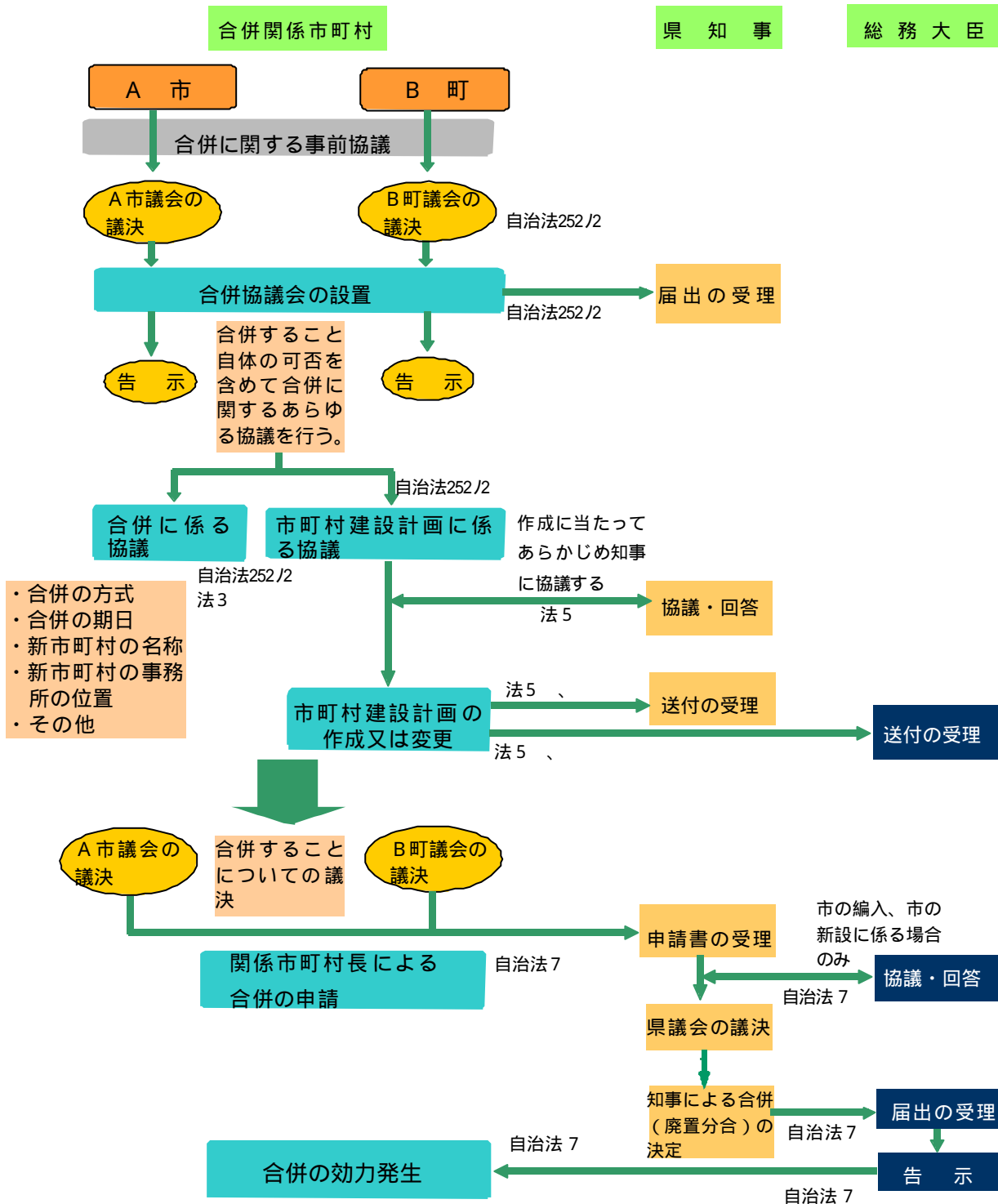
有意義な講演、ありがとうございました。

各講師の講演録を、広域行政ホームページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>）に掲載していますので、是非アクセスしてください。

特集 3 市町村合併の手続き

市町村合併の手続きとしては、まず合併協議会を設置して、合併自体の是非を含め、合併に関するあらゆる事項について協議を行います。そこで、合併をしようということとなれば、関係市町村の議会の議決を経て、都道府県知事に申請をします。都道府県知事は関係市町村による申請に基づいて、都道府県の議会の議決を経て市町村の合併を定めて、総務大臣に届け出します。市町村合併は総務大臣の告示によってその効力を生ずることとなります。

(A市とB町が合併する場合)



連載「今月の合併特例法」

市町村建設計画

第3回目の今回は、「市町村建設計画の作成」について解説します。

市町村建設計画とは

市町村建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村¹の住民に対して合併市町村²の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

¹合併関係市町村...合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいいます。

²合併市町村...合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいいます。

(1)市町村建設計画の内容

具体的な内容は、合併協議会³において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法には、計画に盛り込むべき事例が例示されています。

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村または県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

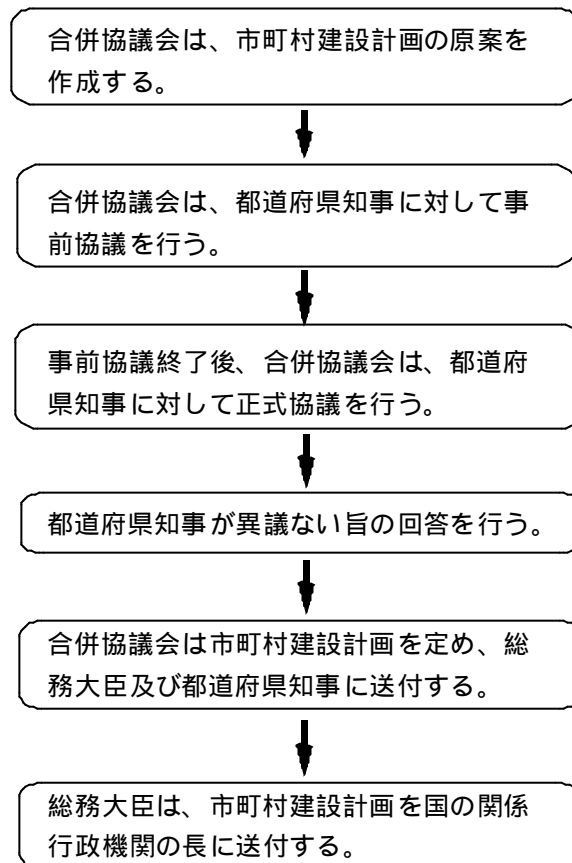
公共的施設の統合整備に関する事項

合併市町村の財政計画

³合併協議会...これから合併しようとする市町村が、合併に関する是非を含めた協議を行う場で、関係市町村の議員・長・職員・学識経験者により構成されます。

(2)市町村建設計画作成の手順

作成手続きについては、合併特例法第5条で規定されていて、下図のように進められます。



合併市町村は、その議会の議決を経て、市町村建設計画を変更することができますが、そのときには、作成の手順と同様の手続きが必要となります。

広域行政に関する最近のうごき (13.12月末現在)

国等のうごき

13.11.19 首相の諮問機関である「第27次地方制度調査会」が発足。都道府県と市町村の在り方や自治体財政の充実強化策等の地方制度を検討する。

13.12. 2 「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001 in福島」が国見町観月台文化センターで開催。(約560名参加)

県のうごき

13.10.29～11.30 各地方振興局主催により「広域行政推進トップセミナー」を開催。

13.12.27 第2回福島県広域行政推進連絡会議開催。

全国のうごき

13.11.15 岩手県大船渡市が三陸町を編入合併。

県内のうごき

13.11.9～ 白河青年会議所が、白河市と西白河郡計8市町村による合併協議会の設置を請求するため、11月9日の白河市を皮切りに1ヶ月間の署名収集活動を開始。

13.11.10 日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会が、市町村合併を考えるシンポジウム「ザ・ディベート JCによる市町村合併…炎のディベート」を白河市で開催。

13.11.17 会津坂下青年会議所が、先に「市町村の広域連携に関するアンケート」を実施した会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、新鶴村の5町村の住民代表を招いて「会津五町村住民サミット」を開催。

13.11.27 いわき石川青年会議所が、「石川地方住民のための市町村合併講演会」を開催。(約250名参加)

13.12.2 飯館村が「市町村合併を考える村民集会」を実施。(約200名参加)

13.12.3 棚倉町、塙町、鮫川村の首長・議長が、今後3町村で合併の是非を含めて協議を行う場を設けることについて合意。また、それぞれの助役・総務課長で構成する東白川地方三町村合併研究会を設置。

13.12.14, 12.17 白河青年会議所が、白河市と西白河郡計8市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会の設置を求める署名簿を提出。

13.12.20 富岡町議会が、全議員による「合併に関する研究会」を設置することを決定。

13.12.26 三島町、金山町、昭和村の首長・議長が、3町村で合併のメリット・デメリットを調査・研究し、その是非を検討する研究会を年明けに立ち上げることに合意。



みきさん

昨年4月から配属になった新人。ようやく仕事にも慣れてきたところだが、年末の休みに入り久しぶりに帰省。ついホッとして気が緩んでしまい、これではいけないと思いつつも、みかんを食べながらこたつでぬくぬくと休日をお過ごし。

よしゆきさん

みきさんの憧れの先輩で地元役場に勤めている。持ち前の行動力と年齢より若く見える甘いマスクは、幼児からお年寄りまで多くの住民の心を惹きつける。常に行政全般に対して探究心を持つ、からい物が大好きな地方公務員。



やっとの思いでこたつから抜け出し、新鮮な空気を求めて散歩をしていると、久しぶりに学生時代の先輩、よしゆきさんと会いました。



やあ、久しぶり。休みでこっちに帰ってきたのか。今はどんな仕事してるの？





(あっ、相変わらずかっこいいなあ。)こ、こんにちは。去年の4月から広域行政に関する仕事をしてるんです。これが、なかなか難しくって。





そういえば、この頃合併の話題が多くなってきた気がするけど、住民の人たちと話を


と、「合併すると俺たちの声が役場に届きにくくなって、サービスが悪くなんじゃねーの？」っていうことをよく聞かれるんだよね。


 うん。確かに議員さんの数は減ることになるし、そういう不安はでできますよね。よく、地域ごとの公聴会を開いたりしている市町村はあると思うけど、合併特例法では「地域審議会」¹の設置が認められているんです。


 地域審議会って？


 一定の期間、合併前の市町村の区域を単位として設置することができるんですけど、新しい市町村の施策に関して市町村長から諮問を受けて審議したり、また必要に応じて長に対して意見を述べるができる、新市町村の付属機関なんです。


 まちづくりに地域の声が反映できるってことか。


 ええ。具体的にどのような役割が考えられるかということ、市町村建設計画の執行状況・計画変更、その地区で行われる事務・事業、基本構想・各種計画の策定・変更などについての諮問に対する審議。それから、長に対する意見としては、公共施設の配置・管理運営、福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況、その地区で行われる事務・事業についてなんかが一般的なところかな。


 ヘー！！さすが。ちゃんと勉強してるんだねエ。それで審議会はどんなメンバーで構成されるんだい？

 え〜っと、地域審議会の組織や運営に関して必要な事項については、合併関係市町村の協議によって定められることとなります。例えば、地元のことをよく知っている元議員さんがメンバーに入るということも考えられるんじゃないかしら。この協議については合併関係市町村の議会の議決が必要になるし、地域の意見が役場に届くように、その地域で適任の人を選ぶことになるでしょうね。

 なるほど。そうやって地域の意向を汲み取っていければ、住民サービスの質も落ちないというわけだ。じゃあ、合併を検討しているところは、地域対策として活用できるね。

 去年の11月に三陸町を編入合併した大船渡市²では、旧三陸町地域を対象とする地域審議会を、期間を平成23年度までということで設置しています。

 いや〜、学生のころのみきちゃんとは別人のようだよ。すっかり社会人って感じだね。また、わからないことがあったら電話するから教えてよ。

 は、はいっ。よろこんで。(やったー！先輩にほめられちゃった。もっと勉強して、ちゃんと答えられるようにしておかなくちゃ。今年はなにかいいことがありそうな予感...)

(¹) 合併特例法第5条の4

(²) 平成13年11月15日合併(岩手県)

【お知らせ】

広域ニューズレターでは、みなさんからのご意見ご提案を募集しています。日頃、広域行政に関連して疑問に思っていること、今後取り扱ってほしい題材、また、本紙に関するご意見・ご感想もお待ちしております(広域行政ホームページの質問コーナー http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/kouiki_qa.html でも受け付けています)。

【編集後記】

昨年を振り返ると、初めてのことに戸惑いながら、多くの方々に支えられて過ごしてきた1年でした。県内でも広域行政に関する議論が年末に近づくにつれて広がってきました。2002年を迎えて、新たな気持ちで、役立つ情報をお届けできるよう心懸けますので、今年もよろしくお願ひします。(芳)

